

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成23年1月13日(2011.1.13)

【公表番号】特表2010-510576(P2010-510576A)

【公表日】平成22年4月2日(2010.4.2)

【年通号数】公開・登録公報2010-013

【出願番号】特願2009-537194(P2009-537194)

【国際特許分類】

G 06 Q 30/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 17/60 3 2 6

G 06 F 17/60 3 3 0

【手続補正書】

【提出日】平成22年11月15日(2010.11.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

データ処理装置及びシステム記憶装置を含む販促サービスプロバイダシステムを用いる、消費者情報を収集するための方法であつて、

前記販促サービスプロバイダシステムにおいて、第1消費者に関連するデバイス識別子を有し、テキストメッセージサービスを提供することができる移動電話を含む携帯通信デバイスから、前記デバイス識別子、及び、一又はそれより多くの商品又はサービスを広告する販促サービスの一部として無料で消費者に提供される販促アイテムを識別する販促アイテムコードを含む第1メッセージを受け取る段階と、

前記販促サービスプロバイダシステムにおいて、前記システム記憶装置に格納される情報に基づいて、前記販促アイテムコードに対応する販促サービスに対して、前記第1メッセージ内の前記デバイス識別子が登録されていないことを決定し、前記第1メッセージに応答して、前記第1消費者に、前記移動電話の前記テキストメッセージサービスを介して、前記販促アイテムを配達するために前記第1消费者的配達住所情報を提供させることを要求する第2メッセージを前記携帯通信デバイスに送信する段階と、

前記第2メッセージに応答し、前記第1消费者的住所情報を記載するテキストを含む第3メッセージを、前記移動電話の前記テキストメッセージサービスを介して、前記第1消費者から受け取る段階と、

前記第3メッセージの前記テキストを解析して、前記第1消费者的前記配達住所情報を決定する段階と、

前記販促サービスを伴う、登録の取り消しについて、情報を前記携帯通信デバイスに送信する段階と、

を含む方法。

【請求項2】

前記第3メッセージから決定される前記配達メッセージが、郵便先住所に対応するかを検証する段階を更に含む請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記第1消費者に前記販促アイテムを配達するための配達サービスに前記配達住所情報を送信する段階を更に含む請求項1に記載の方法。

【請求項 4】

前記システム記憶装置に、前記デバイス識別子に関連して前記配住所情報を保存する段階を更に含む請求項 1 に記載の方法。

【請求項 5】

前記テキストメッセージサービスは、ショートメッセージサービス（SMS）及びSMSテキストサービスを含む前記第1メッセージ、前記第2メッセージ及び前記第3メッセージの各々を含む請求項 1 に記載の方法。

【請求項 6】

前記販促サービスに対して前記デバイス識別子が登録されている場合には、前記システム記憶装置から前記登録済みデバイス識別子に関連付けられた予め記憶された配住所情報を取り出す段階と、

取り出した前記配住所情報を、前記第1消費者に前記販促アイテムを配送するための配送サービスに送信する段階と、を更に含む請求項 1 に記載の方法。

【請求項 7】

前記携帯通信デバイスがハンドヘルドデバイスである請求項 1 に記載の方法。

【請求項 8】

前記デバイス識別子が、前記移動電話に関連付けられた電話番号を含む請求項 1 に記載の方法。

【請求項 9】

前記第1メッセージが画像情報を含み、

前記方法が更に、前記画像情報から前記販促アイテムコードを識別する段階を含む請求項 1 に記載の方法。

【請求項 10】

前記第1メッセージがオーディオ情報を含み、

前記方法が更に、前記オーディオ情報から前記販促アイテムコードを識別する段階を含む請求項 1 に記載の方法。

【請求項 11】

前記販促アイテムが物理オブジェクトを含む請求項 1 に記載の方法。

【請求項 12】

前記携帯デバイスに対して確認情報を送信する段階を更に含む請求項 1 に記載の方法。

【請求項 13】

第1消費者に関するデバイス識別子を有する携帯通信デバイスであって、

販促サービスプロバイダによって、一又はそれより多くの商品又はサービスを広告する販促サービスの一部として無料で消費者に提供される販促アイテムを識別する販促アイテムコードを含む情報をキャプチャする回路を含む情報キャプチャモジュールと、

キャプチャされた前記情報から前記販促アイテムコードを識別し、該販促アイテムコードに基づいて前記販促サービスプロバイダを識別する回路を含む情報処理モジュールと、テキストメッセージサービスを提供することができる移動電話を含む通信モジュールであって、

前記デバイス識別子及び前記販促アイテムコードを前記販促サービスプロバイダに送信し、

前記要求に応答して、前記販促サービスプロバイダから、前記第1消費者に前記移動電話のテキストメッセージサービスを介して、前記販促射アイテムを配送するための前記第1消费者的配住所情報を提供するように要求するメッセージを受け取り、

前記要求に応答して、前記販促サービスプロバイダに前記移動電話の前記テキストメッセージサービスを介して、前記第1消费者的前記配住所情報を記載するテキストメッセージを送信する通信モジュールと、

を備える携帯通信デバイス。

【請求項 14】

前記情報キャプチャモジュールは、ユーザ入力を受け取るためのキーボードを含み、前記情報処理モジュールは、前記キーボードによって受け取られた前記ユーザ入力から販促アイテムコードを識別する請求項1_3に記載のデバイス。

【請求項15】

前記情報キャプチャモジュールは、画像情報をキャプチャする画像キャプチャ構成要素を含み、前記情報処理モジュールは、キャプチャされた前記画像情報内の販促アイテムコードを識別する請求項1_3に記載のデバイス。

【請求項16】

前記情報キャプチャモジュールは、オーディオ情報をキャプチャするオーディオキャプチャ構成要素を含み、前記情報処理モジュールは、キャプチャされた前記オーディオ情報内の販促アイテムコードを識別する請求項1_3に記載のデバイス。

【請求項17】

前記情報キャプチャモジュールがバーコードリーダを含む請求項1_3に記載のデバイス。
。

【請求項18】

前記情報キャプチャモジュールがRFIDリーダを含む請求項1_3に記載のデバイス。

【請求項19】

前記テキストメッセージサービスは、ショートメッセージサービス(SMS)を含み、前記通信モジュールは、SMSテキストメッセージにおいて、識別された前記販促アイテムコードを送信する請求項1_3に記載のデバイス。

【請求項20】

前記デバイス識別子が、前記移動電話に関連付けられた電話番号を含む請求項1_3に記載のデバイス。